

## 八尾市産業振興会議規則

平成23年 7月 1日  
規則第57号

改正 平成25年 3月30日規則第 4号

八尾市産業振興会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市中小企業地域経済振興基本条例（平成23年八尾市条例第15号）第 9 条第 5 項の規定に基づき、八尾市産業振興会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

第 2 条 会議に、座長及び副座長を置き、座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により定める。

2 座長は、会務を統括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 4 条 座長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 座長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、会議に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員の中から座長が指名する。

3 部会に部会長を置き、座長が部会の委員（学識経験者に限る。）の中から指名する。

4 部会長は、会務を統括し、部会における審議状況及びその結果を会議に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、経済環境部産業政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3月30日規則第 4号）

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。（後略）